

## 報告事項 9 事例報告時の同意取得について

学術・プログラム委員会委員長  
事例報告時の同意取得に関する理事長諮問委員会委員長  
高橋 都

## 1. 事例報告における同意取得の必要性に関する議論の経緯

- ・ 2021年5月の第1回学術・プログラム委員会において、AYA研の過去の大会における一般演題「症例報告」で個人情報保護が不十分な演題が複数あったこと、がん体験を持つ委員から事例報告には本人の同意が必要ではないかという意見があったことから、事例報告のあり方や同意取得について、学術・プログラム委員会として継続的に話し合うこととなった。複数回の話し合いを経て、AYA研としても事例報告の同意取得に関する研究指針案・声明案・説明と同意書案をとりまとめた。
- ・ 2021年9月の第22回理事会に、学術・プログラム委員会からAYA研としての研究指針案・声明案・説明と同意書案が提案された。理事会でも事例報告における同意取得を原則として必須とすることが承認され、その後、3文書の具体的な文案について理事の間で継続的に意見交換が行われた。
- ・ 2021年10月に本件に関する理事長諮問ワーキンググループが立ち上がり、文案をさらに検討した。また、一般会員と公開の意見交換の場を持ち、本件に関する会員の理解を深めてもらう目的で、2022年1月に会員緊急アンケートを実施し、その結果を元に3月のAYA weekの中で特別シンポジウムを開催することとした。
- ・ 2/7-2/25に「会員緊急アンケート～AYA研主催学術集会・学会誌の事例報告における同意取得義務化について」を実施した（回答206名、回答率34%）。
- ・ 3/11に特別シンポジウム「事例報告の倫理を考える」を開催した（事前申込者198名、会員名62名、非会員136名；シンポジストは、医療倫理専門家、法律専門家、医療者、がん体験者、家族）。

## 2. 今後のスケジュール

- ・ 会員アンケートやシンポジウムにおける議論も参考に、次期学術・プログラム委員会、理事会、理事長諮問委員会において本件を継続審議し、事例報告の同意取得に関する研究指針案・声明案・説明と同意書最終案を固める。
- ・ 2022年6月 3文書へのパブリックコメントを得る。
- ・ 2022年8月 臨時総会を招集。本件について議案提出し、会員による議決を得る。
- ・ 承認されれば、2023年度開催の第5回学術集会等各種事業における事例報告から適用する。

以上